

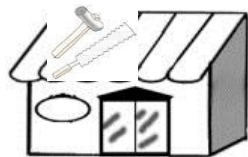
佐久市空き店舗対策事業補助金



空き店舗の有効活用を図り、創業される方を応援します！

改修

空き店舗の改修
最高100万円



空き店舗改修に要する経費の30%以内

賃借

空き店舗の賃借料
最高3万円(月額)



空き店舗賃借料の30%以内(3年間を限度)

補助
対象者

●空き店舗を賃借して出店する個人又は法人(中小企業者)であって、次の要件をいずれも満たす者

- ①1年以上継続して営業することが見込まれ、営業時間に昼間の時間帯(午前10時～午後4時)が含まれていること。
- ②出店について、地元商店街又は商工団体の推薦を受けていること。
- ③市内で別店舗を営業している場合は、その店舗も営業を続けていくこと。(市内での単なる移転は対象外)
- ④営業に関する許認可が必要な場合は、その許認可を取得すること。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者でないこと。
- ⑥空き店舗改修は、当該年度内に事業を完了すること。
- ⑦活用する空き店舗の所有者が親族でないこと。
- ⑧市町村民税等を滞納していないこと。

補助
対象事業

●空き店舗を賃借して小売業、飲食サービス業その他これらに類する業種を営む事業のうち、市の商業環境の向上に資すると認められるもの

《対象外》

- ①フランチャイズ方式などにより画一的な営業を行うもの
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業
- ③店舗内での販売又はサービスの提供を行わず、大部分が事務所又は倉庫での利用とみなされるもの
- ④その他市長が適当でないと認める事業

補助
対象経費

●空き店舗改修に要する経費

空き店舗の全部又は一部の改装に要する経費(市内に住所又は事業所を有する者に工事を請け負わせ、当該年度内に工事が完了する場合に限る。)ただし、設計管理料、事務用機器、調理器具、什器等備品は対象外とする。

●空き店舗賃借に要する経費

空き店舗の賃借料(敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する経費は除く。)ただし、補助対象経費のうち、空き店舗が店舗併用住宅である場合の店舗に係る賃借料は店舗及び住宅の面積に応じて賃借料を案分して算出するものとする。

※改修に要する経費、賃借に要する経費ともに、他の補助金等の対象となっている経費については本補助金の対象外とする。

【問い合わせ先】
佐久市役所
商工振興課
TEL.0267-62-3265